北島町汚水処理構想のパブリックコメント実施結果

１　意見募集期間　　令和４年７月１５日（金）～令和４年８月１５日（月）

２　意見の提出方法　郵送、ファックス、電子メール、直接持参、電子申請システム

３　意見の提出者数　１人（１件）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問・意見内容 | 町の考え |
| 新汚水処理構想では中村、北村の準工業、商業地帯が除外されているように思うが家庭と異なり様々な汚水がされると思われるので、最終処分場での処理が必要でないか。  　また、最終処分場への処理を除外した地区は合併浄化槽で対応との記事を目にしました。合併浄化槽からは既存の側溝から水路へ排水されますが、人口が増加し水路の流れが悪いと合併浄化槽は窒素、リンなどの富栄養化の成分除去が少なく水が淀み、富栄養化状態になり水質環境悪化にも繋がります。水路の流れ、水質管理も地域によっては必要になるのではないか。 | 公共下水道除外区域の汚水処理は、合併処理浄化槽により行うこととなりますが、大規模工場など周辺の水環境に与える影響が大きい施設については、水質汚濁防止法に規定された排水基準を遵守する必要があり、各施設で適切な排水処理を行うことが義務付けられています。  最近、設置されている合併処理浄化槽は、富栄養化の原因となる窒素やリンの除去が可能な高度処理型の設備が主流（全国で８０％程度）となっており、水質環境の改善に寄与できるものと考えています。  放流先の水環境を良好に維持するためには、ご指摘のとおり、水路の維持・管理や水質管理を適切に行う必要があるので、町管理の側溝や水路は、必要に応じ清掃を行っております。 |